

令和3年 No.45

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）に雇用される教員の任期の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年7月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年7月29日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第25号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）に雇用される教員の任期の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行																																							
<p>[省略]</p> <p>(任期を定めて雇用する教員の職等)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称等</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[省略]</td> </tr> <tr> <td>次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）</td> <td>助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）</td> <td>3年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第3号</td> </tr> <tr> <td><u>教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）</u></td> <td><u>助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）</u></td> <td><u>6月以内</u></td> <td><u>再任不可</u></td> <td><u>法第4条第1項第3号</u></td> </tr> </tbody> </table>					教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	[省略]					次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）	助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号	<u>教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）</u>	<u>助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）</u>	<u>6月以内</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>	<p>[省略]</p> <p>(任期を定めて雇用する教員の職等)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育研究組織の名称等</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[省略]</td> </tr> <tr> <td>次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）</td> <td>助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）</td> <td>3年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第3号</td> </tr> </tbody> </table>					教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	[省略]					次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）	助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																																								
[省略]																																												
次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）	助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号																																								
<u>教育インキュベーションセンター（就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業）</u>	<u>助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）</u>	<u>6月以内</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>																																								
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																																								
[省略]																																												
次世代教育研究推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）	助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号																																								
<p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年7月29日から施行する。</u></p>					<p>[省略]</p>																																							